

# 幸田町障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画を策定しました

## 「手をたずさえて 夢を育む 福祉のまち・幸田町」

町では、平成30年3月に「幸田町障がい者計画」「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」を策定しました。「障がい者計画って何だろう」「障がい者計画と障がい福祉計画って何が違うの」などの疑問を解決し、町民の皆さんに少しでも理解していただくため、幸田町障がい児者施策のことについてご紹介します。

### 【各種計画策定の背景と趣旨】

近年、障がいのある人の高齢化や障がいの重度化が進む中で、障がい福祉に関するニーズがますます複雑多様化しています。「障害者基本法（障がい者福祉に関する基本的な考え方を示している法律）」の理念では、私たちが住む地域について「障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合い、共に支え合いながら暮らすことができる地域共生社会の実現」という方向性が示されています。町では、障害者基本法の理念ののっとった地域社会を実現させるため、この度3つの計画を策定しました。

### ●幸田町障がい者計画について

第4次幸田町障がい者計画は2018年から2023年までの6年間の計画期間としていきます。この計画は、「障害者基本法」に基づき各市町村が策定を義務づけられている計画です。計画の内容

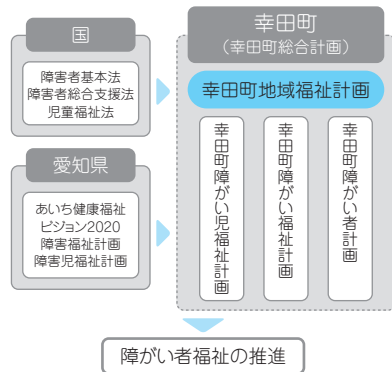


図1：幸田町総合計画および各種計画関係図

は、「幸田町総合計画（2016年度から2025年度）」や「幸田町地域福祉計画」と整合性を図っています（図1参照）。  
計画の内容は①「本町における障がい児・者の現状」を把握、②町民アンケート結果や各種団体ヒアリング結果を分析した内容をもとに町における今後の取り組みに関する方向性の決定、③町の将来目標像「手をたずさえて 夢を育む 福祉のまち・幸田町」実現に向けた次の基本理念の策定です。

1. ふれあいのまちづくり
  2. であいのまちづくり
  3. あんしんのまちづくり
  4. ささえあいのまちづくり
  5. ひらかれたまちづくり
- 基本理念には、それぞれ基本目標を定めています。この基本目標が具体的な施策

策や取り組みにつながっていくこととなります（図2参照）。

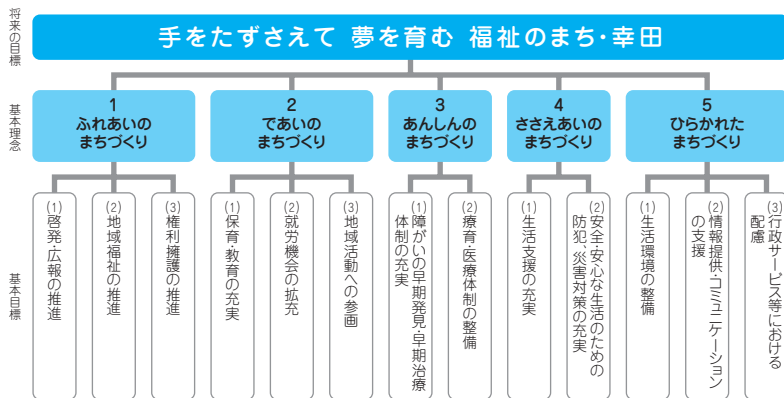


図2：幸田町障がい者計画体系図

### ●障がい福祉計画・障がい児福祉計画について

第5期幸田町障がい福祉計画、第1期幸田町障がい児福祉計画は、2018年から2020年までの3年間の計画期間としていきます。この計画はそれぞれ「障害者総合支援法」および「児童福祉法」

に基づき各市町村が策定を義務付けられている計画です。計画の内容は、国の基本指針に即して各市町村が障がい福祉サービスなどの目標値や各種課題に対しての具体的な取り組みや成果目標を定めています。

### 【町が目指すべき地域】

町が各種計画のPDCA（①PLAN（計画）②DO（実行）③CHECK（評価）④ACT（改善））を通じて目指して行く将来目標像は、町民の誰もが障がいの有無に関係なく「手をたずさえて夢を育む福祉のまち・幸田町」を実現することです。将来目標像を達成していくためには、障がいのある人や関係者はもちろんのこと、町民一人一人の協力が不可欠です。障がい者差別や、障がい者権利侵害（障がい者虐待）がない地域社会を目指し、町民誰もが安心して暮らしていける地域づくりにご協力いただけますよう、お願いいたします。町が策定した計画の概要をお伝えすることで、少しでも障がい児・者福祉に関して関心を持っていただけることを願っています。

各種計画について、概要をお伝えしましたが、町ホームページから各種計画のPDFファイルをダウンロードできます。また、計画の概要版もお渡しすることができますので、ご希望の人は福祉課までお問い合わせください。

# ●幸田町の相談支援専門員 傾聴さんと、制度に詳しい幸田花子さんの出会いを通じて「障害者差別解消法」について学ぼう！

\*この物語はフィクションです。

【相談員 傾聴さん】

幸田町の皆さんこんにちは！  
私は幸田町の相談員の傾聴です！  
今日は新規の相談予約があります。さっそく幸田花子さんのご自宅に伺います！ さあ、頑張るぞー！

幸田花子さん、こんにちは！  
今日はどのような相談でしょうか？

【幸田花子さん】

傾聴さん、初めまして。私は現在うつ病治療中です。会社は休職して心療内科に通院しています。主治医も「そろそろ復職しても大丈夫」と言ってくれているのですが、いろいろ心配なことがあって、今回傾聴さんに来てもらいました。

そつでしたか。勇気をもって、よく相談しようと思ってくれました！

ありがとうございます。さっそく相談なのですが、復職して「うつ病で会社を休んでいた」ということで会社の中で差別されないかとても



心配しているのです。平成28年に「障害者差別解消法」が施行され、差別の解消が図られていくことになってはいますが、私の会社は大丈夫でしょうか？とても心配です。

「障害者差別解消法」が一般の企業にどれくらい浸透しているのか不安です。法律が施行されて3年目ですが、引き続き私たちもこの法律が幸田町に浸透するよう、普及啓発に力を入れていきます。

浸透しているかどうか…正直実感が持てていません。障害者差別解消法は、障がいのある人に対して「不当な差別的取り扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めることで、障がいのある人もない人も共に生きていける社会を作っていくことを目指した法律です。この法律が世の中に浸透することで、少しでも差別がなくなると期待しているのですが…まだまだ不安です。

一般的なかたちとして、「不当な差別的取扱い」というのは、具体的にどのような扱いであるとお考えですか？

不当な差別的取扱いが問題になるのは、例えばこのような場合とを考えています。

合理的配慮って、障がいの有無に関わらず大切なことだと考えています。幸田花子さんの職場にも、

【良い例】



●車椅子でも利用できる席へ案内する

【悪い例】



●車椅子の人のレストランの利用を断る

そつですね。障がいの有無によって、入店を断られてしまうことは差別的取扱いになってしまいます。幸田花子さんが示してくれた「良い例」を、幸田町で増やしていきたいですね。

また、「合理的配慮の提供」を増やしていくことも大切なことだと思っています。「合理的配慮」って、言葉は難しく聞こえますが、言わばちょっとした気遣いのことです。提供する側も無理なく行えることが多いですね。



●筆談の対応ができる



●聴覚障がい者に口頭でしか説明しない

遣いができる人」が増えてくれると安心につながっていきますよ。

そうですね。もちろん、私のことを理解してくれる上司や先輩、同僚もたくさんいます。ただ、法律のことなどいろいろ勉強していると不安になってきてしまっています。

幸田花子さんが不安に感じることとは、しっかり主治医の先生に相談しながら、幸田花子さんのペースで進めていくことが一番大切だと思います。まずは、主治医の先生に今の不安を相談されてはいかがですか？ あせりは禁物ですよ！

そつですね。私自身、安心して復職できる方法を主治医に相談しながら考えていきます。主治医のアドバイスがあれば、きっと会社も配慮してくれると思うし。傾聴さん、ちょっと元気が出ました。今日はありがとうございました。

今回は障害者差別解消法について特集しました。また、別の機会ではかの制度・法律も一緒に学びましょう。



問合せ 福祉課福祉グループ

☎ 62-1111 (内線151)  
FAX 56-6218

●障がいのある人が生活を送る上で、バリアフリー化に向けた環境整備をしています

ヘルプマークを配布しています

県では、平成27年12月制定の「愛知県障害者差別解消推進条例」に基づき、障がいのある人が生活を送る上でハード・ソフト面でのバリアフリー化に向けた環境整備を進めています。

その取り組みの一環として「ヘルプマーク」について、7月20日（金）から、県内一斉に配布が開始されました。

ヘルプマークの普及にあたっては、皆さま一人一人のご理解とご協力が必要不可欠です。電車・バスの中でヘルプマークの利用者を見かけましたら席をお譲りいただいたり、困っているようであれば進んでお声掛けいただくなど、「思いやりのある行動」をお願いします。



▲ヘルプマークを着けている人がいたら、「思いやりのある行動を」お願いします。



▲ヘルプマーク



善足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、または妊娠初期の人など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分かりにくい人たちが、周囲に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、東京都が平成24年10月に作成したマークです。

ヘルプマークには、ストラップが付いており、鞆などに着けることができます。また、附属物として、シールが付いているので、必要な支援をシールに記載し、マークの裏面に貼付することができます。

ヘルプマークとは？

◀外見からは分かりにくくても、必要な支援をシールに書いておくことで配慮や援助をしてもらいやすくなります。



配布条件について

●ご希望の人に無償で配布します。援助や配慮を必要とする人であれば、どなたでもご利用いただけます。

●役場福祉課、幸田町基幹支援支援センター（社会福祉協議会内）で職員からマークの趣旨を説明の上、お1人につき1個配布します。

●口頭での申出で可とし、障害者手帳などの提示や申請書などの提出は不要です。

●ご家族や支援者などの代理人による受け取りも可能です。その際にも、障害者手帳の提示などは不要です。

民間事業者（企業・法人・団体）の皆さまへのお願

県では、ヘルプマークの普及啓発を図るため、「ヘルプマーク普及パートナーシップ制度」を創設し、県で作成した啓発用ポスターの掲示など、ヘルプマークの普及啓発にご協力いただける民間事業者（企業・法人・団体）を募集しています。

登録は簡単にできます。制度の概要、登録方法などについて、県ホームページ（ヘルプマーク普及パートナーシップ制度について）を参照の上、ぜひご協力をいただきますようお願いいたします。

問合せ 福祉課福祉グループ ☎62-1111-1

（内線151）FAX66-62218

